

不正改造車排除の強化月間に深夜の街頭検査を実施 — 不正改造車7台に対し広島運輸支局より整備命令書を交付 —

自動車技術総合機構中国検査部は、広島市佐伯区において、中国運輸局広島運輸支局及び軽自動車検査協会広島主管事務所と連携し、広島県警察と合同で不正改造車を排除するために街頭車両検査を実施しました。

街頭検査の結果、9台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付けや最低地上高の不足等の不正改造が認められた7台に対し、道路運送車両法に基づき広島運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時 令和8年6月5日(金) 21:00 ~ 24:00

◎実施場所 広島県広島市佐伯区五日市港付近道路

◎検査実施車両台数 9台

◎整備命令書交付台数 7台

◎主な不正改造内容 騒音基準超過の基準不適合マフラーの装着、最低地上高の不足、回転部分の突出、等



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347